



鳥取県公報

平成 20 年 2 月 1 日 (金)
第 7 9 6 1 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	生活保護法による医療機関の指定 (39) (福祉保健課) 2
	生活保護法による診療所の廃止の届出 (40) (〃) 2
	生活保護法による介護機関の指定 (41) (〃) 2
	平成 20 年度における保安林の皆伐による立木の伐採につき許可をすべき面積の限度 (42) (森林保全課) 3
	指定居宅サービス事業者の事業所の所在地の変更 (43) (東部総合事務所福祉保健局) 4
	指定居宅介護支援事業者の事業所の所在地の変更 (44) (〃) 4
	指定介護予防サービス事業者の事業所の所在地の変更 (45) (〃) 5
◇ 公 告	保安林の指定施業要件の変更予定に係る森林所有者等への公示による通知 (2 件) (森林保全課) 5
◇ 調達公告	一般競争入札の実施 (農林総合技術研究院) 14

告 示

鳥取県告示第 39 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 49 条の規定に基づき、医療機関を指定したので、同法第 55 条の 2 の規定により次のとおり告示する。

平成 20 年 2 月 1 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

名称	所在地	指定年月日
石井内科小児科クリニック	鳥取市布勢 332-4	平成 19 年 12 月 18 日

鳥取県告示第 40 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2 の規定に基づき、指定医療機関から診療所を廃止した旨の届出があったので、同法第 55 条の 2 の規定により次のとおり告示する。

平成 20 年 2 月 1 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

名称	所在地	廃止年月日
谷口外科クリニック	鳥取市片原五丁目 158-5	平成 19 年 12 月 25 日

鳥取県告示第 41 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 1 項の規定に基づき、介護機関を指定したので、同法第 55 条の 2 の規定により次のとおり告示する。

平成 20 年 2 月 1 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 居宅介護事業者

名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地	居宅介護事業の種類	指定年月日
株式会社わかば	鳥取市湖山町東五丁目 261	多機能サポートセンターわかばの家勝谷	鳥取市鹿野町寺内 131	小規模多機能型居宅介護	平成 20 年 1 月 18 日
青空交通有限会社	米子市富益町 171-2	青空交通ケアセンター指定訪問介護事業所	米子市富益町 171-2	訪問介護	平成 20 年 1 月 21 日

2 介護予防事業者

名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の所在地	介護予防事業の種類	指定年月日
----	------------	------------	-------------	-----------	-------

メディカ・サポート株式会社	米子市昭和町 25	小規模多機能型 デイサービスつ どい	米子市富士見町 二丁目132	介護予防小規模 多機能型居宅介 護	平成 19 年 12 月 4 日
---------------	--------------	--------------------------	-------------------	-------------------------	---------------------

鳥取県告示第 42 号

森林法施行令（昭和 26 年政令第 276 号）第 4 条の 2 第 3 項の規定により、保安林の平成 20 年度における皆伐による立木の伐採につき森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 34 条第 1 項の許可をすべき皆伐面積の限度を次のとおり公表する。

平成 20 年 2 月 1 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

同一の単位とされる保安林			皆伐面積の限度 (ヘクタール)
指定目的	単位区域名	所在場所	
水源のかん養	鳥取地区	鳥取市（平成 16 年 11 月 1 日市町村合併前の用瀬町及び佐治村の区域を除く。）及び岩美郡	945.67
	八頭地区	鳥取市（平成 16 年 11 月 1 日市町村合併前の用瀬町及び佐治村の区域に限る。）及び八頭郡	2,789.51
	倉吉地区	倉吉市及び東伯郡	1,789.61
	米子地区	米子市、西伯郡及び日野郡江府町	795.82
	日野地区	日野郡日南町及び同郡日野町	1,823.35
土砂の流出の 防備	鳥取	鳥取市	199.31
	米子	米子市	0.24
	倉吉	倉吉市	61.30
	岩美	岩美郡岩美町	105.18
	若桜	八頭郡若桜町	16.10
	智頭	八頭郡智頭町	15.26
	八頭	八頭郡八頭町	21.64
	三朝	東伯郡三朝町	53.16
	湯梨浜	東伯郡湯梨浜町	45.14
	琴浦	東伯郡琴浦町	75.64
	北栄	東伯郡北栄町	0.14
	大山	西伯郡大山町	80.82
	南部	西伯郡南部町	7.16
	伯耆	西伯郡伯耆町	15.66
	日南	日野郡日南町	4.18
	日野	日野郡日野町	16.76
	江府	日野郡江府町	4.56
干害の防備	高路	鳥取市高路	13.38
	赤波	鳥取市用瀬町赤波	1.56
	水谷	鳥取市鹿野町水谷	0.92
	本宮	米子市淀江町本宮	1.08
	志津	倉吉市志津	0.30

	栗 尾	倉吉市栗尾	1.82
	大 原	倉吉市大原	0.68
	長 谷	岩美郡岩美町大字長谷	4.16
	喜才谷山	八頭郡八頭町船岡殿字喜才谷山	0.40
	明見谷東平	八頭郡八頭町船岡殿字明見谷東平	0.44
	池ノ内下平	八頭郡八頭町水口字池ノ内下平	0.96
	槻 下	東伯郡琴浦町大字槻下	0.10
	金 屋	東伯郡琴浦町大字金屋	0.68
	杉 地	東伯郡琴浦町大字杉地	0.72
	大 谷	東伯郡北栄町大谷	1.48
	孝 靈 山	西伯郡大山町宮内、坊領、赤松字門野及び長田字孝靈山	14.42
	法 勝 寺	西伯郡南部町法勝寺	0.22
	大 谷 奥	西伯郡南部町伐株字大谷奥	0.08
公衆の保健	東 部 地 区	鳥取市、岩美郡及び八頭郡	74.72
	中 部 地 区	倉吉市及び東伯郡	34.36
	西 部 地 区	米子市、西伯郡及び日野郡	14.14

鳥取県告示第 43 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 75 条の規定に基づき、指定居宅サービス事業者から当該指定に係る事業所の所在地を変更した旨の届出があったので、同法第 78 条の規定により、次のとおり告示する。

平成 20 年 2 月 1 日

鳥取県東部総合事務所長 塚 田 勝

氏名（名称及び代表者の氏名）	住所（主たる事務所の所在地）	居宅サービス事業を行う事業所の名称	居宅サービス事業を行う事業所の所在地	変更年月日
株式会社ニチイ学館 代表取締役 森 嶷	東京都千代田区神田 駿河台 2 - 9	ニチイケアセンター 鳥取駅南	鳥取市宮長 268 - 1	平成 19 年 12 月 15 日

鳥取県告示第 44 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 82 条の規定に基づき、指定居宅介護支援事業者から当該指定に係る事業所の所在地を変更した旨の届出があったので、同法第 85 条の規定により、次のとおり告示する。

平成 20 年 2 月 1 日

鳥取県東部総合事務所長 塚 田 勝

氏名（名称及び代表者の氏名）	住所（主たる事務所の所在地）	居宅介護支援事業を行う事業所の名称	居宅介護支援事業を行う事業所の所在地	変更年月日
株式会社ニチイ学館 代表取締役 森 嶷	東京都千代田区神田 駿河台 2 - 9	ニチイケアセンター 鳥取駅南	鳥取市宮長 268 - 1	平成 19 年 12 月 15 日

鳥取県告示第 45 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 115 条の 5 の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者から当該指定に係る事業所の所在地を変更した旨の届出があったので、同法第 115 条の 9 の規定により、次のとおり告示する。

平成 20 年 2 月 1 日

鳥取県東部総合事務所長 塚 田 勝

氏名（名称及び代表者の氏名）	住所（主たる事務所の所在地）	介護予防サービス事業を行う事業所の名称	介護予防サービス事業を行う事業所の所在地	変更年月日
株式会社ニチイ学館 代表取締役 森 嶷	東京都千代田区神田 駿河台 2 - 9	ニチイケアセンター 鳥取駅南	鳥取市宮長 268 - 1	平成 19 年 12 月 15 日

公 告

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定による通知を受け取るべき森林所有者又はその森林に関し登記した権利を有する者（以下「森林所有者等」という。）の住所が不明なので、同法第 189 条の規定により、次のとおり公告する。

なお、森林所有者等及び関係人は、いつでも下記の保管場所で通知を受け取ることができる。

平成 20 年 2 月 1 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 通知の題名 保安林の指定施業要件の変更予定について
- 2 通知の要旨 次の表の左欄に掲げる森林所有者等の所有又は権利に係る同表の右欄に掲げる土地について、森林法第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定により行った保安林の指定施業要件の変更予定の告示（平成 19 年 12 月 25 日付鳥取県告示第 1074 号）の内容
（告示の内容）

(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

次の表の左欄に掲げる森林所有者等の別に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる場所

中西文次郎	八頭郡智頭町大字大呂字クゴ 782
山本 英貴	八頭郡智頭町大字大呂字クゴ 783 の 1
〃	八頭郡智頭町大字大呂字ネキ右平ラ 793
〃	八頭郡智頭町大字大呂字ネキ右平ラ 794
〃	八頭郡智頭町大字大呂字ネキ右平ラ 795
〃	八頭郡智頭町大字大呂字ネキ右平ラ 796
大呂 忠司	八頭郡智頭町大字大呂字ネキ右平ラ 804
〃	八頭郡智頭町大字大呂字ネキ右平ラ 805
〃	八頭郡智頭町大字大呂字ネキ右平ラ 806

〃	八頭郡智頭町大字大呂字ネキ右平ラ 807
春名 文蔵	八頭郡智頭町大字大呂字ネキ右平ラ 816
西尾 鉄蔵	〃
西本 謙治	〃
村上市三郎	〃
谷口 愛蔵	〃
谷口 増太	〃
中西 春治	〃
田中 ひさ	〃
田中文次郎	〃
春名 文蔵	八頭郡智頭町大字大呂字ネキ右平ラ 817
西尾 鉄蔵	〃
西本 謙治	〃
村上市三郎	〃
谷口 愛蔵	〃
谷口 増太	〃
中西 春治	〃
田中 ひさ	〃
田中文次郎	〃
春名 文蔵	八頭郡智頭町大字大呂字ネキ右平ラ 819
西尾 鉄蔵	〃
西本 謙治	〃
村上市三郎	〃
谷口 愛蔵	〃
谷口 増太	〃
中西 春治	〃
田中 ひさ	〃
田中文次郎	〃
春名 文蔵	八頭郡智頭町大字大呂字ネキ右平ラ 821
西尾 鉄蔵	〃
西本 謙治	〃
村上市三郎	〃
谷口 愛蔵	〃

谷口 増太	〃
中西 春治	〃
田中 ひさ	〃
田中文次郎	〃
春名 文蔵	八頭郡智頭町大字大呂字ネキ右平ラ 822
西尾 鉄蔵	〃
西本 謙治	〃
村上市三郎	〃
谷口 愛蔵	〃
谷口 増太	〃
中西 春治	〃
田中 ひさ	〃
田中文次郎	〃
春名 文蔵	八頭郡智頭町大字大呂字ネキ右平ラ 823
西尾 鉄蔵	〃
西本 謙治	〃
村上市三郎	〃
谷口 愛蔵	〃
谷口 増太	〃
中西 春治	〃
田中 ひさ	〃
田中文次郎	〃
春名 文蔵	八頭郡智頭町大字大呂字ネキ右平ラ 824
西尾 鉄蔵	〃
西本 謙治	〃
村上市三郎	〃
谷口 愛蔵	〃
谷口 増太	〃
中西 春治	〃
田中 ひさ	〃
田中文次郎	〃
春名 文蔵	八頭郡智頭町大字大呂字ネキ右平ラ 825
西尾 鉄蔵	〃

西本 謙治	〃
村上市三郎	〃
谷口 愛藏	〃
谷口 増太	〃
中西 春治	〃
田中 ひさ	〃
田中文次郎	〃
山本 英貴	八頭郡智頭町大字大呂字ネキ右平ラ 837
〃	八頭郡智頭町大字大呂字ネキ右平ラ 838
大呂 繁藏	八頭郡智頭町大字大呂字隠谷 1004 の 2
大呂 かめ	八頭郡智頭町大字大呂字隠谷 1006 の 2
大呂 菊繁	〃
大呂八重子	八頭郡智頭町大字大呂字隠谷 1009 の 1
藤原 傅平	八頭郡智頭町大字市瀬字瀧谷 2128
藤原 慶一	八頭郡智頭町大字市瀬字瀧谷 2129
〃	八頭郡智頭町大字市瀬字瀧谷 2130
徳永 一俊	八頭郡智頭町大字市瀬字長渡瀬ノ山 3283 の 3
藤原 傅平	八頭郡智頭町大字市瀬字吉ヶ谷ノ山 3305
笹尾 栄	八頭郡智頭町大字市瀬字吉ヶ谷ノ山 3313
〃	八頭郡智頭町大字市瀬字吉ヶ谷ノ山 3314
谷村定次郎	八頭郡智頭町大字市瀬字吉ヶ谷ノ山 3317
原田ひろみ	八頭郡智頭町大字市瀬字吉ヶ谷ノ山 3318
谷村 萬吉	八頭郡智頭町大字市瀬字吉ヶ谷ノ山 3319
藤原 傅平	八頭郡智頭町大字市瀬字ヒツガサコ 3325
藤原 市蔵	八頭郡智頭町大字市瀬字地主ノ本 3347
原田 稔美	八頭郡智頭町大字市瀬字地主ノ本 3349
笹尾 栄	八頭郡智頭町大字市瀬字地主ノ本 3352
原田ひろみ	八頭郡智頭町大字市瀬字地主ノ本 3366
原田静五郎	八頭郡智頭町大字市瀬字板井原宮ノ谷 3367
徳永 照子	〃
笹尾 栄	八頭郡智頭町大字市瀬字板井原宮ノ谷 3381
〃	八頭郡智頭町大字市瀬字板井原宮ノ谷 3382
徳永 一俊	八頭郡智頭町大字市瀬字板井原宮ノ谷 3386

笹尾 栄	八頭郡智頭町大字市瀬字板井原宮ノ谷 3387
”	八頭郡智頭町大字市瀬字板井原宮ノ谷 3388
藤原 傅平	八頭郡智頭町大字市瀬字瀬戸 3394
井上 隆	八頭郡智頭町大字市瀬字瀬戸 3395
笹尾 栄	八頭郡智頭町大字市瀬字瀬戸 3397
藤原 傅平	八頭郡智頭町大字市瀬字瀬戸 3401
藤原 市蔵	八頭郡智頭町大字市瀬字瀬戸 3404
笹尾 栄	八頭郡智頭町大字市瀬字瀬戸 3405
”	八頭郡智頭町大字市瀬字瀬戸 3406
”	八頭郡智頭町大字市瀬字瀬戸 3407
平尾 常重	八頭郡智頭町大字市瀬字瀬戸 3410 の 1
安東 傅次	八頭郡智頭町大字市瀬字瀬戸 3410 の 4
笹尾 栄	八頭郡智頭町大字市瀬字宮地谷 3430 の 9
藤原 市蔵	八頭郡智頭町大字市瀬字宮地谷 3437 の 3
藤原 仲蔵	八頭郡智頭町大字市瀬字宮地谷 3437 の 7
”	八頭郡智頭町大字市瀬字宮地谷 3437 の 8
徳永 正満	八頭郡智頭町大字市瀬字宮地谷 3437 の 10
中田 洋次	八頭郡智頭町大字市瀬字屋毛尾 3438 の 6
谷村定次郎	八頭郡智頭町大字市瀬字中畑 3451
笹尾 栄	八頭郡智頭町大字市瀬字中畑 3456
藤原 市蔵	八頭郡智頭町大字市瀬字吸谷 3469 の 1
武田 毅義	八頭郡智頭町大字市瀬字吸谷 3470
笹尾 栄	八頭郡智頭町大字市瀬字吸谷 3473
藤原 傅平	八頭郡智頭町大字市瀬字吸谷 3477
”	八頭郡智頭町大字市瀬字吸谷 3479
藤原 市蔵	八頭郡智頭町大字市瀬字吸谷 3482
藤原 傅平	八頭郡智頭町大字市瀬字吸谷 3486
平尾 勇人	八頭郡智頭町大字市瀬字上エノ山 3497
”	八頭郡智頭町大字市瀬字上エノ山 3498
藤原 市蔵	八頭郡智頭町大字市瀬字上エノ山 3505
笹尾 辨蔵	八頭郡智頭町大字市瀬字アシ谷ノ山 3521 の 10
徳永 鹿蔵	八頭郡智頭町大字市瀬字ツヘガ途 3534
笹尾 栄	八頭郡智頭町大字市瀬字上ミ別レ谷 3587

藤原 市蔵	八頭郡智頭町大字市瀬字上ミ別レ谷 3589
笹尾 栄	八頭郡智頭町大字市瀬字坂ノ谷 3607
藤原 市蔵	八頭郡智頭町大字市瀬字坂ノ谷 3612
藤原 傅平	八頭郡智頭町大字市瀬字船山ノ上 3641
笹尾 栄	八頭郡智頭町大字市瀬字船山ノ上 3646 の 3
〃	八頭郡智頭町大字市瀬字船山ノ上 3646 の 4
明石 敏子	八頭郡智頭町大字市瀬字船山ノ上 3647

(2) 保安林として指定された目的

水源のかん養

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、智頭町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び智頭町役場に備えて置いて縦覧に供する。)

3 通知の掲示場所 智頭町役場

4 通知の保管場所 鳥取県農林水産部森林保全課

森林法(昭和 26 年法律第 249 号)第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定による通知を受け取るべき森林所有者又はその森林に関し登記した権利を有する者(以下「森林所有者等」という。)の住所が不明なので、同法第 189 条の規定により、次のとおり公告する。

なお、森林所有者等及び関係人は、いつでも下記の保管場所で通知を受け取ることができる。

平成 20 年 2 月 1 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 通知の題名 保安林の指定施業要件の変更予定について

2 通知の要旨 次の表の左欄に掲げる森林所有者等の所有又は権利に係る同表の右欄に掲げる土地について、森林法第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定により行った保安林の指定施業要件の変更予定の告示(平成 19 年 12 月 25 日付鳥取県告示第 1075 号)の内容

(告示の内容)

1 (1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

次の表の左欄に掲げる森林所有者等の別に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる場所

朝倉 敏雄	八頭郡八頭町奥野字甲ノ谷 78 の 1
坂本 忠史	八頭郡八頭町妻鹿野字阪根 1488 の 1
〃	八頭郡八頭町妻鹿野字阪根 1488 の 5

〃	八頭郡八頭町妻鹿野字阪根 1488 の 6
〃	八頭郡八頭町妻鹿野字阪根 1488 の 7
新野 金六	八頭郡八頭町妻鹿野字阪根 1496 の 1
〃	八頭郡八頭町妻鹿野字阪根 1496 の 3
坂本 忠史	八頭郡八頭町妻鹿野字阪根 1499
〃	八頭郡八頭町妻鹿野字阪根 1500
新野 金六	八頭郡八頭町妻鹿野字阪根 1501 の 1
坂本 忠史	八頭郡八頭町妻鹿野字阪根 1509 の 1
〃	八頭郡八頭町妻鹿野字阪根 1509 の 3
〃	八頭郡八頭町妻鹿野字阪根 1514
〃	八頭郡八頭町妻鹿野字阪根 1517
〃	八頭郡八頭町妻鹿野字阪根 1519 の 1
〃	八頭郡八頭町妻鹿野字阪根 1520
〃	八頭郡八頭町妻鹿野字阪根 1521 の 1
〃	八頭郡八頭町妻鹿野字阪根 1522
〃	八頭郡八頭町妻鹿野字阪根 1523
〃	八頭郡八頭町妻鹿野字阪根 1524 の 1
朝倉 誠	八頭郡八頭町妻鹿野字方祖原 1633 の 1
東 武男	〃
新野 熊造	八頭郡八頭町妻鹿野字都倉 1667
亀浦 はな	八頭郡八頭町妻鹿野字都倉 1672
〃	八頭郡八頭町妻鹿野字都倉 1674
朝倉太三郎	八頭郡八頭町妻鹿野字都倉 1679
谷口 熊造	八頭郡八頭町妻鹿野字都倉 1680
亀浦 はな	八頭郡八頭町妻鹿野字都倉 1688
朝倉傳太郎	八頭郡八頭町妻鹿野字都倉 1689
〃	八頭郡八頭町妻鹿野字都倉 1690
石濃 定蔵	八頭郡八頭町妻鹿野字都倉 1696
矢部 信博	八頭郡八頭町妻鹿野字都倉 1700
〃	八頭郡八頭町妻鹿野字都倉 1701
〃	八頭郡八頭町妻鹿野字都倉 1702
〃	八頭郡八頭町妻鹿野字都倉 1703
朝倉傳十郎	八頭郡八頭町妻鹿野字瀧谷 1749

〃	八頭郡八頭町妻鹿野字瀧谷 1750
矢部 信博	八頭郡八頭町妻鹿野字瀧谷 1752
〃	八頭郡八頭町妻鹿野字瀧谷 1754
〃	八頭郡八頭町妻鹿野字瀧谷 1755
梶川喜太郎	八頭郡八頭町妻鹿野字瀧谷 1764
廣富傳三郎	八頭郡八頭町妻鹿野字瀧谷 1765
東 辨太郎	八頭郡八頭町妻鹿野字瀧谷 1769
〃	八頭郡八頭町妻鹿野字瀧谷 1770
東 辰太郎	八頭郡八頭町妻鹿野字瀧谷 1771
〃	八頭郡八頭町妻鹿野字瀧谷 1772
谷口 熊造	八頭郡八頭町妻鹿野字瀧谷 1773
谷口 勝美	〃
新野 金六	八頭郡八頭町妻鹿野字瀧谷 1774
新野 鋈藏	八頭郡八頭町妻鹿野字瀧谷 1775
朝倉傳十郎	八頭郡八頭町妻鹿野字瀧谷 1776
朝倉傳太郎	八頭郡八頭町妻鹿野字瀧谷 1777
〃	八頭郡八頭町妻鹿野字瀧谷 1778
新野 蔵	八頭郡八頭町妻鹿野字瀧谷 1779
坂田 岩蔵	八頭郡八頭町妻鹿野字階子谷 1971
小林 かつ	〃
山田 隆司	八頭郡八頭町妻鹿野字階子谷 1978
山田 隆蔵	〃
坂本豊次郎	八頭郡八頭町妻鹿野字西谷通 1985
小林 竹蔵	八頭郡八頭町妻鹿野字西谷通 1989
田村亀太郎	〃
小林 竹蔵	八頭郡八頭町妻鹿野字西谷通 1997
田村亀太郎	〃
小林 竹蔵	八頭郡八頭町妻鹿野字西谷通 1998
田村亀太郎	〃
小林 竹蔵	八頭郡八頭町妻鹿野字西谷通 2002
田村亀太郎	〃

(2) 保安林として指定された目的

水源のかん養

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、八頭町森林整備計画で定める標準伐期
齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

2(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

次の表の左欄に掲げる森林所有者等の別に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる場所

公賀 永司	八頭郡八頭町奥野字井ノ口 5 の 1
〃	八頭郡八頭町鍛冶屋字屋敷 130
〃	八頭郡八頭町鍛冶屋字屋敷 130 の 2
〃	八頭郡八頭町鍛冶屋字中ノ谷 335
〃	八頭郡八頭町鍛冶屋字中ノ谷 336
〃	八頭郡八頭町鍛冶屋字中ノ谷 337
公賀由喜子	八頭郡八頭町鍛冶屋字屋敷ノ上エ 338
公賀 永司	八頭郡八頭町鍛冶屋字屋敷ノ上エ 339
公賀由喜子	八頭郡八頭町鍛冶屋字屋敷ノ上エ 340
青木喜代蔵	八頭郡八頭町横田字丸尾 256 の 1

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。

横田字丸尾 256 の 1

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、八頭町森林整備計画で定める標準伐期
齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

3(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

次の表の左欄に掲げる森林所有者等の別に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる場所

藪田久三郎	八頭郡八頭町横地字抜戸 726
〃	八頭郡八頭町横地字通谷 741
〃	八頭郡八頭町横地字通谷 744
木原美喜男	八頭郡八頭町佐崎字椎ノ木鼻平 460
公賀 永司	八頭郡八頭町清徳字上河原平 243 の 2

新野 金六	八頭郡八頭町妻鹿野字都倉 1737
新野 源藏	〃
東 弁太郎	〃

(2) 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、八頭町森林整備計画で定める標準伐期
齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び八頭町役場に備
え置いて縦覧に供する。)

3 通知の掲示場所 八頭町役場

4 通知の保管場所 鳥取県農林水産部森林保全課

調 達 公 告

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「政令」という。）第 167 条の 6
第 1 項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 20 年 2 月 1 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 売払物件の内容

(1) 売払物件の名称及び数量

県が実施する家畜の能力検定において不合格とされた雄牛 2 頭

(2) 売払物件の詳細

ア 第 1 売払物件

牛 名 号 第 2 富士茂勝

登 録 番 号 黒 3920

生 年 月 日 平成 11 年 5 月 20 日

個 体 識 別 番 号 10288-0432-8

血 統 父 平茂勝 母 ふじしげ

母の父 気高富士 母の母 すみ 2

母の父の父 高茂

イ 第 2 売払物件

牛 名 号 照福栄

登 録 番 号 黒 13800

生 年 月 日 平成 14 年 7 月 15 日

個 体 識 別 番 号 10276-2414-9

血	統 父	福 栄	母	てるしげ
	母の父	平茂勝	母の母	てるやす
	母の父の父	菊照土井		

(3) 引渡期限

平成 20 年 2 月 28 日 (木) 午後 4 時

(4) 引渡場所

東伯郡琴浦町大字松谷 606 鳥取県畜産試験場

(5) 入札方法

契約に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 5 パーセントに相当する額を加算した金額 (1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。) をもって契約金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額 (以下「入札見積金額」という。) の 105 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

この競争入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

(1) 政令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(2) 当該売払物件の取引を目的として購入しようとする場合にあっては、家畜商法 (昭和 24 年法律第 208 号) 第 3 条第 1 項に規定する免許を有している者であること。

(3) 当該売払物件の飼養を目的として購入しようとする場合にあっては、当該売払物件の飼養が可能な国内の施設を有し、又は借り受けている者であって、当該施設において現に牛を飼養しているものであること。

(4) 平成 20 年 2 月 1 日 (金) から同月 21 日 (木) までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱 (平成 7 年 7 月 17 日付第 157 号) 第 3 条第 1 項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

3 契約担当部局

鳥取県畜産試験場

4 入札手続

(1) 問合せ先

〒689-2503 東伯郡琴浦町大字松谷 606

鳥取県畜産試験場総務普及課

電話 (代) 0858-55-1362

(2) 入札説明書の交付方法

(1) の場所で平成 20 年 2 月 1 日 (金) から同月 7 日 (木) までの日 (日曜日及び土曜日を除く。) の午前 9 時から午後 5 時までの間交付する。

(3) 入札説明会の日時及び場所

ア 第 1 売払物件

平成 20 年 2 月 18 日 (月) 午後 1 時 30 分

鳥取県畜産試験場 2 階会議室

イ 第 2 売払物件

平成 20 年 2 月 18 日 (月) 午後 2 時

鳥取県畜産試験場 2 階会議室

(4) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便 (親展扱いとすること。) 又は民間事業者による信書の送達に関する法律 (平成 14 年法律第 99 号) 第 2 条第 6 項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第 9 項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第 2 項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの (親展扱いとすること。) により、(1) の場所に郵送すること。

(5) 入札及び開札の日時及び場所

ア 第 1 売払物件

平成 20 年 2 月 21 日 (木) 午後 2 時 (ただし、郵便等による入札書の受領期限は、同日正午とする。)
鳥取県畜産試験場 2 階会議室

イ 第 2 売払物件

平成 20 年 2 月 21 日 (木) 午後 2 時 30 分 (ただし、郵便等による入札書の受領期限は、同日正午とする。)
鳥取県畜産試験場 2 階会議室

5 入札者に要求される事項

(1) 入札者は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

(2) この一般競争入札に参加を希望する者は、2 の入札参加資格に適合することを証明する書類を、4 の(1)の場所に平成 20 年 2 月 12 日 (火) 午後 5 時までに提出しなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として入札見積金額の 100 分の 5 以上の金額を入札書に添えて提出しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則 (昭和 39 年鳥取県規則第 11 号。以下「会計規則」という。) 第 124 条において準用する会計規則第 113 条に定める担保の提供をもって入札保証金の提出に替えることができる。

なお、次のいずれかに該当する場合においては、会計規則第 123 条第 2 項の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

ア 保険会社との間で鳥取県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

イ 競争入札参加資格 (平成 18 年鳥取県告示第 841 号 (物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について) に基づく競争入札参加資格をいう。) を有し、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱 (昭和 40 年 1 月 30 日付発出第 36 号) 第 5 条第 1 項に規定する競争入札参加資格者名簿に登録された者で、落札後契約を締結しないおそれがないと認められるとき。

(2) 契約保証金

ア 落札者は、契約保証金として契約金額の 100 分の 10 以上の金額を納付しなければならない。この場合において、会計規則第 113 条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

イ アにかかわらず、会計規則第 112 条第 2 項第 6 号の規定により、売払代金が引納されるときは、契約保証金を免除する場合がある。

7 条件

(1) 転売の禁止等

落札者は、当該売払物件若しくはその精液を国外に移送し、又は国外で利用する目的を有する者に対し転売してはならない。

(2) 引渡し

落札者は、当該売払物件を 1 の(3)の引渡期限までに 1 の(4)の引渡場所で確実に引き取らなければならない。

8 その他

(1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

(2) 入札の無効

2 の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び会計規則、この公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(3) 契約書作成の要否及び売買代金の支払方法

契約書の作成を要し、契約締結後、引渡しを受ける日の前日までに売買代金の全額を納入しなければならない

ない。ただし、買受人が代金を即納してその物件を引き取るときは、会計規則第 111 条第 1 項第 3 号の規定により契約書の作成を省略する場合がある。

(4) 落札者の決定方法

この公告に示した物件を購入できると判断した入札者であつて、会計規則第 127 条の規定に基づいて作成された予定価格以上の最高価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

(5) 手続における交渉の有無

無

(6) その他

詳細は、入札説明書による。